## (法務委員会)

出 入 玉 管 理 及 び 難 民 認 定 法 及 び 法 務 省 設 置 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 号) 衆 議 院

## 送付) 要旨

本 法 律 案 は、 人 材 を 確 保 す ること が 困 難 な 状 況 に あ る 産 業 上  $\mathcal{O}$ 分 野 に 属 す る 技 能 を 有 す る 外 玉 人  $\mathcal{O}$ 受 入 れ

を 义 る た  $\otimes$ 当 該 技 能 を 有 す る 外 玉 人 に 係 る 新 た な 在 留 資 格 に 係 る 制 度 を 設 け、 そ  $\bigcirc$ 運 用 に 関 す る 基 本 方 針

及 び 分 野 別 運 用 方 針  $\mathcal{O}$ 策 定 当 該 外 玉 人 が 本 邦  $\mathcal{O}$ 公 私  $\mathcal{O}$ 機 関 لح 締 結 す る 雇 用 に 関 す る 契 約 並 び に 当 該 機 関 が

当 該 外 玉 人 に 対 L 7 行 う 支 援 等 に 関 す る 規 定 を 整 備 す る ほ か 外 玉 人  $\mathcal{O}$ 出 入 玉 及 び 在 留  $\mathcal{O}$ 公 正 な 管 理 に 関 す

る 施 策 を 総 合 的 に 推 進 す る た め、 法 務 省  $\mathcal{O}$ 外 局 と L て 出 入 玉 在 留 管 理 庁 を 新 設 L ょ うと す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ

の主な内容は次のとおりである。

## 出 入 玉 管 理 及 び 難 民 認 定 法 $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

1 不 足 す る 人 材  $\mathcal{O}$ 確 保 を 义 る べ き産 業 上  $\mathcal{O}$ 分 野 12 属 す る 相 当 程 度 0 知 識 又 は 経 験 を 必 要とする技能 を 要

す る 業 務 12 従 事 す る 外 玉 人 を 対 象 ぶとす る 在 留 資 格 特 定 技 能 号) を 創 設 す る。

2 不 足 す る 人 材 0) 確 保 を 义 る べ き産 業 上  $\mathcal{O}$ 分 野 に 属 す る 熟 練 し た 技 能 を要 す る業務 12 従 事 す る外国 人を

対 象 とす る 在 留 資 格 特 定 技 能 (二号)」 を 創 設 す る

3 政 府 は 特 定 技 能  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 に 係 る 制 度  $\mathcal{O}$ 滴 正 な 運 用 を 図 る た め、 特 定 技 能  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 に 係 る 制 度  $\mathcal{O}$ 

運 用 に 関 す る 基 本 方 針 を 定  $\otimes$ な け れ ば な 5 な

4

法

務

大

臣

は

不

足

す

る

人

材

 $\mathcal{O}$ 

確

保

を

図

る

べ

き

産

業

上

 $\mathcal{O}$ 

分

野

を

所

管

す

る

関

係

行

政

機

関

 $\mathcal{O}$ 

長

等

と

共

同

L

て、 当 該 分 野 に お け る 特 定 技 能  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 に 係 る 制 度  $\mathcal{O}$ 運 用 に 関 す る 方 針 を 定 8 な け れ ば な 5 な 11

特 定 技 能 号)  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 に 係 る 活 動 を 行 お う لح す る 外 国 人 لح 雇 用 契 約 を 締 結 L ょ うと す る 本 邦  $\mathcal{O}$ 

5

公 私  $\mathcal{O}$ 機 関 は 当 該 外 玉 人 に 対 す る 生 活 上  $\mathcal{O}$ 支 援  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 す る 計 画 を 作 成 し な け れ ば な 5 な

二 法務省設置法の一部改正

法 務 省  $\mathcal{O}$ 外 局 لح L 7 出 入 玉 在 留 管 理 庁 を 置 き、 同 庁  $\mathcal{O}$ 長 を 出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官 とするととも に、 同 庁

 $\mathcal{O}$ 任 務 を 出 入 玉 及 び 外 玉 人  $\mathcal{O}$ 在 留  $\mathcal{O}$ 公 正 な 管 理 を 図 る ر ك لح 定 め る。

三  $\sum$  $\mathcal{O}$ 法 律 は 部  $\mathcal{O}$ 規 定 を 除 き、 平 成  $\equiv$ + 年 兀 月 日 カ 5 施 行 す る。

な お 本 法 律 案 に 0 1 て は 衆 議 院 12 お 11 て、 人 材 が 不 足 L て 1 る 地 域  $\mathcal{O}$ 状 況 を 分 野 別 運 用 方 針 12 明 記 す

ること、 特 定 技 能  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 に 係 る 制 度  $\mathcal{O}$ 在 ŋ 方 に 関 す る 検 討 に 0 ٧, て、 施 行 後 三年 を 経 過 L た 場 合 か